

第 3 編

企 画 防 災



市庁舎における避難訓練

――内 容――

- 1 館山市総合計画の概要
- 2 平成23年度施政方針の概要
- 3 行政事務委託
- 4 市民交通傷害保障制度
- 5 コミュニティ
- 6 地域防災
- 7 館山市消防

1 館山市総合計画の概要

(1) 総合計画の構成

- ① 総合計画は、21世紀における館山市の長期的なまちづくりの基本的方向と施策、事業を総合的、計画的に示すもので、市政の指針となるものです。同時に、市民をはじめ各種団体等に長期的なまちづくりの目標を明らかにし、まちづくりへの積極的な参画を期待するものです。総合計画は、「基本構想」及び「基本計画」で構成しています。
- ② 「基本構想」は、2015年(平成27年)を目標年次とし、まちづくりの将来像や将来像を達成するための基本的な考え方を施策の大綱として示すもので、計画期間は、2001年から2015年の15年間です。
- ③ 「基本計画」は、「基本構想」に基づいて、館山市が将来像の実現に向けて取り組むまちづくりの諸施策について、基本的方向を体系的な枠組みのもとに、総合的、計画的に示すもので、計画期間は、「基本構想」の計画期間を5か年ごとに3期に分けています。第1期基本計画は、2001年度から2005年度、第2期は2006年度から2010年度、第3期は2011年度から2015年度です。

(2) 基本構想

① 策定の趣旨

21世紀を迎えて、本格的な少子高齢化社会の到来、国際化、情報化の進展、地方分権、規制緩和の進展など大きな社会の変化に直面しています。このような中、市民のニーズに的確に対応し、地域の振興を図るために、長期的な視点から行政の目標を明確にし、計画的で、かつ効果的な施策の展開を図る必要があります。また、開かれた市政を進める上で、情報を積極的に公開し、市民の共通認識を得つつ、ともに考え、ともに行動することが何よりも大切です。

見通しの難しい社会情勢ですが、市民の英知を結集し、力を合わせて、新しい時代に立ち向かうことが、今、求められています。このような視点に立ち、平成13年3月に館山市基本構想を策定しました。

② 基本理念及び将来像

安房地域の豊かな海や山の自然、ゆったりとして親切な人々、歴史や伝統に培われてきた館山。こうした誰もが心のよりどころとして大切にしている「ふるさと」を基本理念としました。

将来像は、住んでいる人が自慢できるまち、多くの来訪者に愛されるまち、魅力ある生活や文化を創造して提供する元気にあふれたまちを目指して「輝く人・美しい自然 元気なまち館山」としました。

③ 施策の大綱

施策の大綱は、将来像の実現を目指して次の三つの体系で構成し、各施策を位置付けました。

ア 「館山新世紀発展プラン」では、交通の歴史的転換期を迎えて、情報化やライフスタイルなどの変化にいち早く対応しつつ、交流のまちづくりや、もてなしの産業づくりを推進し、首都圏の一部機能を担う安房地域の中心都市館山を創っていきます。

イ 「ふるさと館山の保全と育成」では、波静かな鏡ヶ浦と黒潮躍る太平洋に面した平砂浦の二つの海や澄んだ空気、歴史の中で培われた伝統・文化、ゆったりとして親切な人間性、元気な高齢者、子供たちの活発なスポーツや文化活動など、館山が誇る優れたふるさと性をしっかりと守り、育んでいきます。

ウ 「分権型社会のシステムづくり」では、分権型社会に対応して、市民と行政が一体となって、自ら考え自ら責任を負うまちづくりを進めるため、透明で効率的な行政システムを目指し、行政サービスの高度化に努めます。

(3) 第1期基本計画（2001年度～2005年度）

① 特徴

ア 第1期基本計画の事業は、市民との対話を重視した「キャッチボール作戦」をもとに策定されています。約2,000人を対象にしたアンケート、市内14ヶ所の地区懇談会、各種団体との意見交換会、団体からの提案・提言、提案ボックス、インターネットによる提案など、延べ364件の提案がありました。そのうち、5か年計画に反映した事業が40.9%（149件）、一部反映したものが43.1%（157件）で、合わせて84%が計画に反映されています。

イ 「基本構想」の考え方を踏まえて、「基本計画」では、経済の活性化、少子高齢化対策、環境対策、情報化などについて、必要性、緊急性、熟度等を考慮して優先的に位置付け、次の9点を横断的に取り組む主要施策課題としました。

主要事業(施策課題別)

1 経済活性化対策	◇観光振興拠点の整備（海辺の交通・情報拠点整備事業、郊外型情報物産センター整備事業、観光農漁業拠点整備事業） ◇公設地方卸売市場整備事業 ◇観光農漁業の促進 ◇海上交通の開設及び受入れ態勢の整備
2 館山湾の活用と海辺のまちづくり	◇特定地域振興重要港湾の整備促進 ◇ビーチ利用促進モデル事業の促進 ◇海辺のまちづくり推進事業
3 開かれた市政の推進	◇情報公開の推進 ◇広報・広聴活動の充実 ◇市庁舎窓口改修事業 ◇住民票等自動交付機の設置
4 情報化の推進	◇情報化戦略の策定 ◇情報推進体制の整備 ◇地域資源のデジタル情報化 ◇情報交流拠点の整備
5 少子高齢化対策	◇延長保育・病時保育の実施 ◇介護・福祉情報センター（仮称）の建設 ◇バリアフリー化の推進
6 環境対策	◇土砂等の埋立て等の適切な指導 ◇動植物調査 ◇平久里川浄化対策検討会の設置
7 新しいまちを創る人づくり	◇国際理解教育や情報教育の推進 ◇ふるさと学習の推進や学校施設・環境の整備 ◇ボランティア・NPO活動への支援
8 行財政改革の推進	◇定員管理の適正化、組織運営の弾力化 ◇事務事業の見直し（政策評価システムの導入、補助金評価審査会の設置）
9 広域行政の推進	◇広域行政の推進 ◇市町村合併に関する調査研究

(4) 第2期基本計画（2006年度～2010年度）

① 特徴

- ア 第2期基本計画の事業は、2,000人を対象にした市民意識調査を実施し、市民の皆さんのが日頃、市政や日常生活の中で感じていることや何を望んでいるかを調査し、その結果を計画策定の参考資料として活用しました。その中で、まちづくりなどへの自由意見が、延べ711件あり、その内計画に反映したものが42.6%（303件）、一部反映したものが35.7%（254件）で、合わせて78.3%（557件）が計画に反映されています。
- イ 第1期基本計画の基本事務事業について、達成状況はどうかという視点から政策評価を実施しました。その結果、「事業の選択と集中」が図られ、第2期基本計画へ反映しました。
- ウ 市民意識調査や第1期基本計画の政策評価の結果を踏まえ、「地方分権社会への対応」「地域の再生」「人口減少社会への対応」の3つの視点から策定しました。そして、地域経済の活性化と収支均衡型の財政運営を目指し、「観光立市の確立」「行財政改革の推進」「市民本位のまちづくり」の3つを重点的に取り組むべき施策としました。

② 重点施策

1 観光立市の確立	<p>1. 館山湾の活用と海辺のまちづくり</p> <p>(1) 多目的観光桟橋の整備促進 水域利用者等の理解を得ながら、多目的観光桟橋の早期着工、完成を目指します。</p> <p>(2) 海辺の交流・賑わいの増進 新たな海路の開設に引き続き取り組むとともに、多目的観光桟橋の整備に合わせ、船舶利用者や来訪者への発券・待合室や観光情報の提供など、情報交流機能を有する施設の整備を検討します。また、北条海岸のビーチとシンボルロードの整備を促進するとともに、オープンウォータースイムレースなど、海辺を活用した地域振興イベントを推進します。</p> <p>2. 「観光立市たてやま行動計画」の着実な推進 計画に位置づけられた施策や事業をさらに積極的に推進するとともに、観光振興基金を有効に活用して、民間事業者の主体的な活動を支援します。</p>
2 行財政改革の推進	<p>1. 財政構造の改革 財政構造改革プログラムをもとに、歳入に見合った収支均衡型財政構造への転換を目指します。また、人件費や補助金等の削減、入札・契約の見直しなどの歳出の削減に努めます。</p> <p>2. 効率的な組織の構築と定員管理及び給与の適正化 新たな行政課題や多様な市民ニーズに柔軟に対応し、迅速な意思決定が行われるよう、効率的な組織体制を構築します。 また、民間委託や非常勤職員など多様な雇用形態を導入し、職員数の適正な管理や給与の適正化に努めます。</p>
3 市民本位のまちづくり	<p>1. 市民主体で効率的・効果的な行政運営の展開 限られた財源のもと、政策の選択と集中を図りつつ、政策主導型の市政運営を行い、市民の満足度を高めます。また、民間委託の推進などにより、民間の柔軟で多彩な発想を積極的に取り入れ、経営感覚を持った行政運営を進めます。</p> <p>2. 市民参加と協働による市政の推進 情報の公開を積極的に行い、市民の英知とパワーをまちづくりに生かせる仕組みを構築し、市民と行政の協働によるまちづくりの実現を目指します。</p>

(5) 第3期基本計画（2011年度～2015年度）

① 特徴

ア 第3期基本計画の事業は、第1期、第2期同様、2,000人を対象とした市民意識調査を実施するとともに、市内16ヶ所で開催したまちづくり懇談会やパブリックコメントの募集などにより、市民からの意見・提案等を広く聴取しました。

市民意識調査におけるまちづくりなどへの自由意見は、延べ494件あり、その内計画に反映したものが32.2%（159件）、一部反映したものが29.1%（144件）で、合わせて61.3%（303件）が計画に反映されています。

イ 第2期基本計画の各計画事業について、達成状況・成果はどうかという視点から政策評価を実施しました。その結果を元に、スクラップアンドビルトを意識した中で、第3期基本計画への計画事業の位置付けを行いました。

ウ 市民意識調査や第2期基本計画の政策評価の結果を踏まえ、視点を「活力あるふるさと館山の実現」とし、重点的に取り組む施策を「健康で安心して暮らすことのできるまちづくり」、「経済活性化によるまちづくり」「財政の安定と健全化」としました。

② 重点施策

1 健康で安心して暮らすことのできるまちづくり	◇市民の健康の増進 ◇「館山市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の着実な推進 ◇「館山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定・推進 ◇消防・防災対策の推進 ◇生活基盤の整備の推進
2 経済活性化によるまちづくり	◇賑わいと憩いと癒しの観光地づくり ◇地域の資源を活用した交流の推進 ◇館山湾の活用と海辺のまちづくり ◇農水産業の活性化 ◇地域ブランド商品の開発と新しい産業の誘致
3 財政の安定と健全化	◇健全な行財政運営の推進 ◇市税の適正な賦課・徴収率の向上 ◇市有財産の活用と処分 ◇ふるさと納税（ふるさと寄附金）制度の推進

2 平成23年度施政方針の概要

・「健康で安心して暮らすことのできるまちづくり」

- 1 保健推進活動や予防医療の充実を図り、市民の健康づくりに取り組む「健康づくり推進事業」の推進
- 2 「三種混合」、「BCG」などの予防接種法に基づく予防接種の推進とともに、「子宮頸がんワクチン」、「ヒブワクチン」などの任意予防接種の自己負担なしでの実施
- 3 安房地域医療センターの救急センター建設事業、及び、救急医療運営事業に対し、安房都市圏市町村事務組合を通じた補助を行う「地域医療体制の整備」の促進
- 4 子育てしやすい環境づくりのため、公共施設や店舗にオムツ替えスペースや調乳ポットなどを備える「赤ちゃんの駅」の整備推進
- 5 子育て支援や世代間交流の核としての役割を担う「元気な広場」の運営内容の一層の充実に努めるなど「館山市次世代育成支援行動計画・後期計画」の着実な推進
- 6 「館山市高齢者見守りネット」の活動の充実など、「館山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づく高齢者福祉の充実と介護保険制度の円滑で安定的な運営

- 7 防災行政無線の未整備地域への新設や、消防車両などの計画的な更新、地域防災力の強化などによる、市民の身体・生命・財産の安全確保
- 8 安房都市広域市町村圏事務組合が進める安房都市消防本部、及び、館山消防署合同庁舎の建設に負担金を支出することによる常備消防の充実
- 9 来庁者や市職員の安全、並びに防災拠点としての機能確保のための、市庁舎本館事務棟の耐震改修工事の実施
- 10 市民が安心して快適に暮らしていくため、生活道路や排水整備の充実や交通安全施設の設置などの生活基盤の整備推進
- 11 安房都市広域市町村圏事務組合が進める「新火葬場の整備」、「ごみ処理施設広域化」の促進
- 12 「館山市学校再編基本指針」に基づく、学校教育の主役である子どもたちへの適切な教育環境の構築

・[経済活性化によるまちづくり]

- 1 「観光立市たてやま行動計画」のより積極的な推進、南房総地域観光圏事業による宿泊滞在型観光の定着など、賑わいと憩いと癒しの観光地づくりの推進
- 2 「1次産業の6次産業化」、「グリーン・ブルーツーリズム」、「スポーツ観光」、「エコツーリズム」、「外国人観光客・インバウンドの誘致」、「体験型観光事業」など、来訪者の更なる拡大への取組
- 3 マスコットキャラクター「ダッペエ」を活用した、観光キャンペーンや各種イベントにおける館山市の情報発信
- 4 「南総館山発見膳」や「たてやま八犬伝まんじゅう」など、食を通した地域のブランド化の推進
- 5 稲村城跡の「里見氏城郭群」としての国史跡の指定の促進
- 6 館山港多目的観光桟橋への様々な船舶の寄港誘致
- 7 「渚の駅たてやま」の整備推進
- 8 旧公設卸売市場用地における農村交流拠点施設整備の検討
- 9 地域外から農業従事者を募り、担い手不足解消を目指す「地域おこし協力隊事業」の推進
- 10 「有害鳥獣対策の強化」、農用地の有効利用を促進させる「利用集積円滑化事業」、「小規模土地改良事業」など、耕作放棄地対策の推進
- 11 「県営富崎漁港・船形漁港」の施設改良に係る負担金の支出、西岬漁業協同組合が建設する「下原漁港」の荷捌き所に対する建設費の一部補助など、漁港の機能強化
- 12 「アワビ」や「サザエ」の種苗放流事業を支援し「つくり育てる漁業」の推進
- 13 商業者を核とした地域コミュニティの活性化を目指す「街なか情報発信事業」の推進
- 14 館山商工会議所を始めとする商工関係団体の支援による商工業、伝統工芸の振興

・「財政の安定と健全化」

- 1 「館山市行財政改革方針」の更なる推進、費用対効果を勘案し事業仕分けの手法を活用した既存事業の見直しや廃止を検討することなどによる、平成25年度決算における財政収支の均衡実現に向けた行財政改革の推進
- 2 公平かつ適正な課税の維持、納税の促進
- 3 市有財産の有効活用、各財産の利用価値の的確な分析、不要な財産の積極的な売却による自主財源の確保
- 4 ふるさと納税（ふるさと寄附金）制度の積極的なPR

3 行政事務委託

行政事務連絡の徹底を図り、市行政事務を効率的に運用するため、毎月1日と15日に発行する広報等を各世帯に配布する事務や簡易な調査を町内会等に委託している。

事務を取り扱う町内会等には、次により算出した委託事務費が支払われる。

※ 年額：4,000円+760円×(4月1日現在の当該町内会等の区域内の世帯数)

4 市民交通傷害保障制度

交通事故（道路交通法第2条第8号に規定する車両による人身事故）により傷害を受けた者を救済するため、昭和43年度からこの制度を実施していた。

(1) 加入者

市内居住で住民登録又は外国人登録をしているもの。

(2) 保険料

保険料は、保険期間1年で被保険者1名につき1口600円(限度2口)、中途加入者は月割。

(3) 保険期間

毎年4月1日から翌年3月31日までとする。中途加入者は申込みの日から始まる。

(4) 保険金額

交通事故により傷害を受け、その直接の結果として180日以内に次に該当したとき

- ① 死亡したとき………100万円
- ② けがのため、高度の後遺障害を残したとき………100万円
- ③ けがにより医師の治療を要したとき

治療期間により、5,000円から120,000円。

(5) 保険金支払状況

平成22年度 550,000円

(6) 加入状況

平成22年度 加入人員 1,373名 加入率 2.7%

保険料 1,196,100円

なお、市民交通傷害保障制度は、平成22年度をもちまして廃止いたしました。

5 コミュニティ

地域コミュニティの推進

社会が発展し、市街地に限らず農村地域でも都市化の進展、経済社会構造の変化や生活様式の変化にともない、連帯意識の希薄化が問題とされる中で、心と心のふれあいやいたわりの心がますます大切になっています。

緑に囲まれ、安全で便利な環境であっても住んでいる人々の交流や心のふれあいがなかったら住みよいまちとは言えません。

人々の交流の場を提供するのがコミュニティで、自分達のまちを自分達の手で住みよくしていこうとする住民同志の共同の活動がコミュニティ活動です。

コミュニティづくりは地域の人達の日常のふれあいから始まり、地域に関心をもち、地域のことを考え、いろいろな地域活動に参加しようとする気運をつくりあげて行くことが必要です。そして日常のふれあいを通して仲間意識が育てられ、地域の連帯意識に支えられてコミュニティづくりが進められていきます。

コミュニティ活動は地域生活をみんなで楽しむスポーツ、文化、レクリエーション活動など住民同志のふれあい・交流の場をつくる活動と地域の生活問題、環境問題などみんなで考え、協力しあって解決するといった活動があります。

これからコミュニティ活動に期待されることは地域における市民の連帯感に支えられた共同活動です。

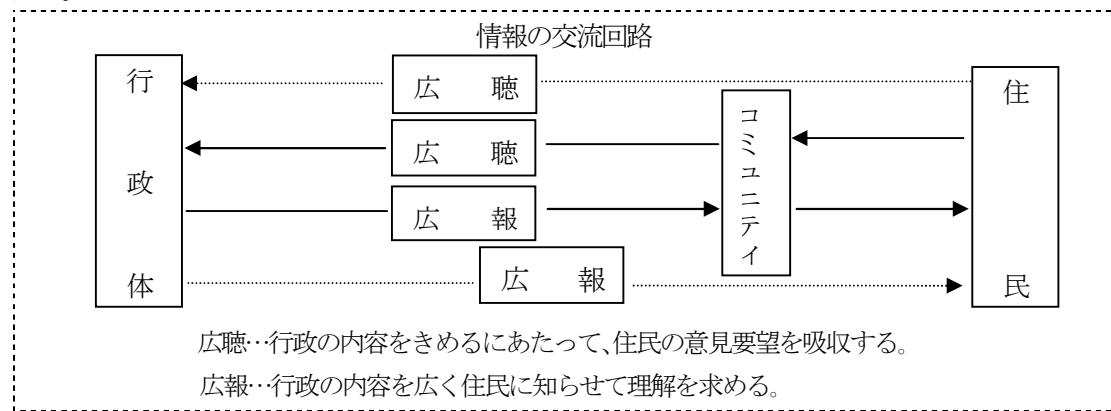
コミュニティ活動を通して地域の人々がふれあい、地域の課題を直に感じることにより、課題解決に向け自立的に取組むことが期待されています。

(1) 施策

☆ コミュニティと行政が協働し、特色ある市民参加のまちづくりを目指す。

① 情報の交流と市民参加

広報広聴を充実させ、情報の交流を図り、コミュニティとの提携により市民参加のまちづくりを図る。



② コミュニティ醸成

コミュニティ意識の啓発及びコミュニティ活動の推進を図る。

(2) 実施事業

☆ コミュニティ醸成のための事業を実施する。

- ア 館山市コミュニティ事業補助金の交付
- イ 各地区コミュニティ活動の支援
- ウ コミュニティ活動のPR、市ホームページにて活動をPR
- エ 公民館事業によるコミュニティ啓発
- オ コミュニティ印刷機の管理

(館山市コミュニティ事業補助金、自治総合センター助成事業ほか)

館山市コミュニティ事業補助金概要

地域社会における市民のふれあい及び快適な生活環境の確保を図り、もってコミュニティを醸成するため、地区コミュニティ又は、地域（町内会等）コミュニティが実施する事業に要する経費について補助を行い、コミュニティ活動の振興を図ろうとするもの。

() は、補助率及び補助限度額

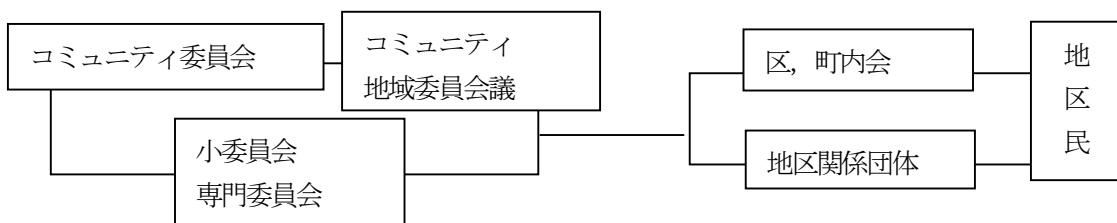
- 1 防災施設整備事業 (施設 1/2 100万円 備品 2/3 20万円)
- 2 コミュニティ集会施設等整備事業
(新築1/3 300万円、増築1/3 50万円、補修1/3 30万円)
- 3 コミュニティ活動推進事業 (別に定める)
- 4 自治総合センター コミュニティ助成事業(自治総合センター 助成要綱による)

〈参考〉地区コミュニティ

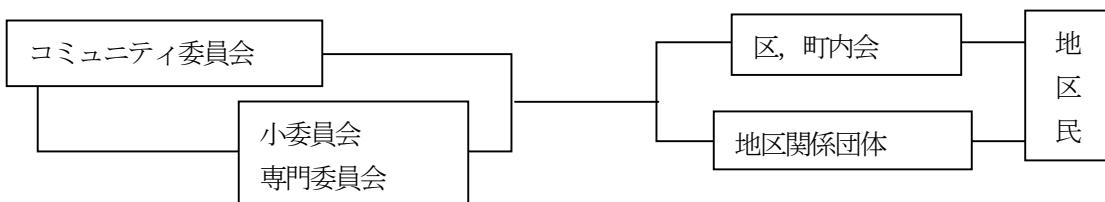
小学校区域等を単位として 10 のコミュニティ委員会が昭和 53 年に発足し、それぞれに特色ある活動を行っている。

組織図

- 館山・豊房・館野地区



- 北条・那古・船形・西岬・神戸・富崎・九重地区



(3) 館山市コミュニティセンター

所在地 館山市北条740番地の1

施設の構造 鉄筋コンクリート地上3階一部地下1階

施設の面積 延べ床面積 3, 646. 17 m²

中央公民館（1階） 1, 428. 25 m²

北条地区学習等供用施設（2階） 699. 14 m²

保健センター（2階） 767. 62 m²

勤労青少年ホーム（3階） 751. 16 m²

完成年月 昭和58年10月

利用状況

平成22年度

施設名	利用件数	利用人員
中央公民館	3, 314件	61, 142人
北条地区学習等供用施設	2, 271件	35, 234人
保健センター	534件	7, 034人
勤労青少年ホーム	2, 066件	35, 454人

6 地域防災

地震や風水害による被害を最小限にとどめるには、自分の命は自分で守るという自助、地域でお互いに助け合うという共助、行政による防災対策である公助、この3つの連携が重要であると言われています。

本市ではこの考えのもと、行政のハードやソフト面の整備に加え、災害時に市民や地域が行う主体的な防災活動に対して支援し、市民との協働と参画による地域防災力のより一層の向上を目指し、防災対策に取り組んでいます。

(1) 地域防災の推進

① 館山市地域防災計画

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて、本市における災害に対処するための基本計画です。「震災編」と「風水害編」、「資料編」の3編で構成されています。

② 避難場所の指定

市内38か所を避難予定場所に指定しています。また、災害が発生した際は、住家の倒壊や焼失などによる被災者を一時的に保護するため、避難所を開設します。各地区の主要避難所（各小学校を予定）には地区本部を設置し、市職員による情報収集や伝達、避難所開設など被災者支援を行います。

③ 備蓄の状況

災害に備え、市役所4号館及び市内各小学校の12か所に防災用備蓄倉庫を設置しています。平成23年5月末現在の備蓄内容は次のとおりです。

- ・アルファ米24,000食、保存水3,600リットル、仮設トイレ91台
毛布7,250枚、ラジオ11台、ビニールシート220枚 ほか

④ 災害協定の推進

当市の財政状況は極めて厳しく、いつ起こっても不思議ではない大地震等の大災害に備え、防災対策に多くの予算を投入することは非常に難しい状況です。

また、防災対策にかける予算を考えれば、いくら財政的に余裕があっても限りがないのも事実です。そこで、平成17年度から予算を伴う食糧備蓄や資機材の整備は必要最低限にとどめ、限られた予算の中で効率的・効果的に市民の安全・安心の確保を図るため、災害協定の締結推進を実施しています。

平成23年5月末現在 協定締結数21件

内訳 市町村相互応援3件、医療救護3件、情報収集1件、要援護者支援1件
物資供給9件、物資輸送1件、ライフライン・災害復旧3件

(2) 災害対策

① 合同防災訓練

合同防災訓練は、昭和55年から、市内10地区を巡回して実施しています。毎年9月1日の「防災の日」としていましたが、平成22年度から平日を避け10月頃の日曜日に変更しています。

合同防災訓練では、地震や津波を想定し、住民による避難行動や安否確認、避難誘導などの初動対応訓練のほか、防災関係機関による救出救助やライフライン復旧などの応急対策訓練、初期消火や応急救護などの自主防災訓練や各種体験プログラム、展示コーナーを設置し、市民の防災力向上と防災意識の啓発に取り組んでいます。

② 防災マップ

災害時の避難行動や地域の防災対策に活用してもらうため、平成22年3月に市域を7分割した防災マップを2万5千部作成し、全戸に配布をしました。

この防災マップは、平成21年10月に「防災マップ作成ワークショップ」を開催し、町内会長や消防団員など多くの市民の協力を得て作成したものです。

防災マップは、避難場所をはじめ、地震のゆれやすさや液状化の危険度、元禄地震の再来を想定した津波浸水予測図や大雨による平久里川浸水想定区域図、土砂災害危険箇所、AED設置施設などの防災情報を掲載しています。

③ 津波対策

ア 津波危険予測地域

関東大震災による津波の波高は、館山平野で1.8m、洲崎で4~7m、相浜で7~9m、また、元禄地震による津波の波高は、館山平野で5~6m、標高4.6mまで侵入したという調査資料があります。

市では、千葉県が元禄地震をシミュレーションした津波浸水予測図と過去の資料を基に、津波による浸水危険区域を内湾海拔5m、外湾海拔10mとして設定しています。

イ 津波避難予定場所・津波一時避難ビル

市内44か所を津波避難予定場所として指定しています。また、津波から緊急的に身を守るために一時的に避難する建物として、市内19か所の建物について津波一時避難ビルの協定を締結しています。(平成23年5月末現在)

ウ 地盤高表示板

津波の際の避難が迅速にできるよう市内200か所の東電柱に地盤高表示板を設置しています。平成23年5月には、町内会の集会所や公共施設等の226か所に増設し、津波に対する意識の高揚を図っています。

④ 土砂災害・水害対策

市内には、急傾斜地崩壊危険区域が2か所あるほか、土砂災害危険箇所が442か所、土石流危険渓流が19渓流、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域が19か所あります。(平成23年5月末現在)

市では、平成20年度から、土砂災害・全国統一防災訓練にあわせ、土砂災害・水防訓練を毎年6月の日曜日に実施するほか、土砂災害危険箇所の点検や土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域ごとにハザードマップを作成し、警戒避難体制を強化しています。

(3) 自主防災組織の育成・強化

大地震や津波が発生すると、個人や家族の力だけでは限界があり、地域の人たちが協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むことが必要です。

災害発生時はもちろんのこと、日頃から地域住民が一緒になって自主的に防災活動に取り組む組織が「自主防災組織」です。

平成23年5月末現在、市内では117の町内会に自主防災組織が結成(結成率76%)され、様々な防災活動に取り組んでいます。

市は、未結成の町内会などへ助言を行うとともに、結成済みの自主防災会へは、訓練実施の支援、防災講座の実施、防災資機材を購入する際の助成などを行い、組織の育成・強化を図っています。

(4) 情報伝達体制の整備

① 防災行政無線

ア 固定系

本市の防災行政無線を活用した情報システムは、地震発生時の津波対策を最重要課題としており、沿岸部を中心に屋外拡声子局を設置しています。また、市内全域での情報伝達体制の確立と市民の安全確保のため、内陸部への増設をすすめています。

なお、各自主防災会長(町内会長)宅及び公共施設に戸別受信機を設置し、屋外拡声子局の補完を図っています。

イ 移動系

災害時における被災地の情報収集のため、各地区本部に無線担当者を配置し、災害対策本部と交信するための移動系無線設備を配備しています。また、防災関係機関、市出先機関へも配置し、防災情報の収集や発災後の応急活動に活用しています。

通信施設配備状況（平成22年度末）

固定系	局数	移動系	局数
固定局（親局）	1	基地局	1
遠隔操作機	1	中継局	1
再送信子局	1	車載5W	7
子局	110	可搬5W	50
戸別受信機	383	携帯1W	10

ウ 運用及び活用

防災行政無線で放送する内容は、放送基準を定め運用しています。

なお、毎夕5時頃に試験放送として音楽を鳴らし、正常に働いているかどうかを確認しています。

放送基準／緊急を要し、市民生活に著しい支障をきたすものであって、かつ、市内全域に影響を及ぼすものであること。

放送内容／災害及び避難情報、大規模火災情報、武力攻撃事態など国民保護情報、警察からの依頼があった行方不明者、その他電波法に定める範囲内で特に必要と認めたもの

エ デジタル化の整備

昭和60年から地震・津波対策として整備を行った既存のアナログ防災行政無線システムが、耐用年数をはるかに経過し、老朽化による不具合が多発していることから、平成18年度から平成26年度までの予定で、消防庁所管の「防災基盤整備事業」によりデジタル防災行政無線への増設整備を行っています。

② 緊急情報メール配信サービス

あらかじめメールアドレスを登録した携帯電話やパソコンに、防災、火災、防犯などの緊急情報をメールで配信する「館山市安全・安心メール」を平成18年8月から実施しています。

平成23年5月末日の登録者数 12,874人

③ 緊急情報テレfonサービス

市では、災害や火災、不審者などの緊急情報を電話から確認できるテレfonサービス「館山市安全・安心テレfon」を平成22年9月から実施しています。

平成23年5月末日の着信件数 延べ4,793件

（5）国民保護

① 国民保護計画

国民保護計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律112号）第35条の規定に基づいて、本市における武力攻撃事態等に関して、平素からの備えや緊急対処、復旧等について、県や地方行政機関等を含めた総合的かつ計画的な対策を定めています。

② 全国瞬時警報システム（J－ALERT）

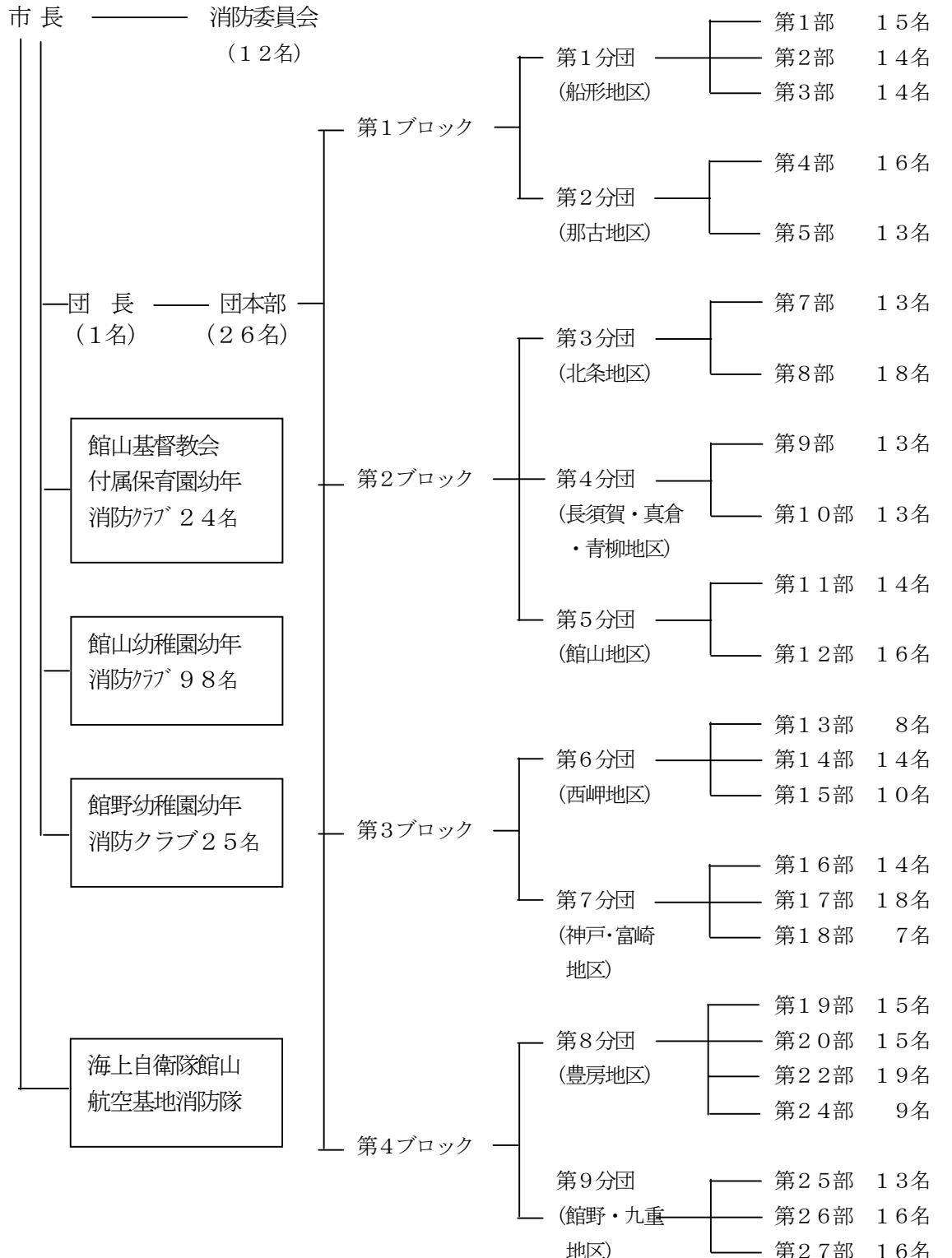
大規模災害や武力攻撃事態が発生した際に、国民の保護のために必要な情報を通信衛星を利用して、瞬時に地方公共団体に伝達すると共に、同報系防災行政無線を自動起動させ、

住民へ緊急情報を伝達するシステムです。

市では、平成20年12月から全国瞬時警報システムと防災行政無線を接続し、津波警報などの緊急情報が発表された際には、自動放送により、いち早く伝達する体制を整備しています。

7 館山市消防

(1) 消防機構



(2) 消防団員報酬及び費用弁償 (平成23年度)

報酬(年額)

団長	213,000円	副団長	147,000円	分団長	91,000円	副分団長	72,000円
部長	54,000円	班長	40,000円	団員	33,000円		

費用弁償(1人1回、1日又は1夜当たり)

火災	1,800円以内	風水害	1,800円以内	警戒	1,800円以内	訓練	1,200円以内
搜索	1,800円以内						

(3) 年齢別団員数

H23.4.1現在

年度	20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上	平均 年齢
13	0	110	203	75	6	0	33.9
14	0	87	212	74	4	0	34.3
15	1	85	210	78	5	0	34.4
16	2	85	210	76	8	0	34.6
17	0	73	219	76	9	0	34.8
18	0	73	216	71	10	0	35.1
19	0	63	216	70	8	0	35.2
20	0	64	217	75	10	0	35.3
21	1	63	219	82	8	0	35.3
22	1	59	199	97	6	0	35.7
23	0	58	204	90	8	0	35.9

(4) 在団年数別団員数

H23.4.1現在

年度	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	合計
13	174	115	76	20	5	4	0	394
14	143	122	80	23	7	2	0	377
15	152	109	80	28	7	3	0	379
16	141	130	67	31	9	2	1	381
17	149	110	77	32	6	3	0	377
18	136	119	71	35	5	4	0	370
19	130	101	84	33	6	3	0	357
20	130	115	75	33	9	3	1	366
21	145	99	89	26	10	3	1	373
22	126	107	79	38	7	4	1	362
23	129	98	82	35	11	3	2	360

(5) 地区別消防水利

H22.4.1現在

	館山	北条	那古	船形	西岬	神戸	富崎	豊房	館野	九重	計
消火栓	190	210	79	28	103	89	24	107	66	47	943
防火水槽	65	94	33	28	26	27	8	35	26	19	361
プール	2	7	2	1	3	3	1	2	1	1	23
計	257	311	114	57	132	119	33	144	93	67	1,327